

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

交通対策・地区整備特別委員会
会議録

令和7年12月9日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

交 通 対 策 ・ 地 区 整 備 特 別 委 員 会 会 議 錄

- 1 開会年月日 令和7年12月9日（火）
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者

委員長 富永龍司	副委員長 風澤純子
委員石原喬子	委員大貫はなこ
委員中村謙治郎	委員鈴木昇
委員中澤史夫	委員木村佐知子
委員望月元美	委員石塚猛
委員太田雅久	委員小坂義久
議長石川義弘	
- 4 欠席者
(0人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者

副区長	野村武治
技監	赤星健太郎
都市づくり部長	寺田茂
都市づくり部参事	坂本秀昭
都市計画課長	反町英典
地域整備第一課長	長廣成彦
地域整備第二課長	門倉和広
地域整備第三課長	行天寿朗
都市づくり部副参事	小河真智子
土木担当部長	原島悟
交通対策課長	清水良登
- 7 議会事務局

事務局長	鈴木慎也
事務局次長	櫻井敬子
議事調査係長	吉田裕麻
議会担当係長	女部田孝史
書記	藤村ちひろ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 交通対策及び地区整備について

◎理事者報告事項

【都市づくり部】

1. 朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについて

.....資料1 地域整備第三課長

【土木担当】

1. 台東区自転車活用推進計画中間のまとめについて

.....事前資料1 交通対策課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（富永龍司） ただいまから、交通対策・地区整備特別委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、交通対策及び地区整備についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについて、地域整備第三課長、報告願います。

地域整備第三課長。

○行天寿朗 地域整備第三課長 それでは、朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについてご説明いたします。資料をご覧ください。

項番1、これまでの取組です。朝倉彫塑館通り沿道に位置する谷中五丁目遺贈地及びすべす小倉屋については、両施設を一体的に活用する運営事業者等を公募により選定し、運営開始に向けて設計、整備等を進めてまいりました。現在は、月1回程度、運営事業者によるワークショップを開催し、地域の機運醸成を図っているところでございます。

項番2、遺贈地の名称についてです。令和8年度中に運営開始予定の遺贈地について、広場の名称を定め、利用者に親しまれる広場となるよう愛称を区民等から公募し、決定いたします。

（1）名称でございます。現時点では仮称となります。遺贈地の活用方針「憩い・ふれあいの広場」から「ふれあい」という単語を引用し、朝倉彫塑館通りふれあい広場といたします。

次に、（2）愛称についてです。次のプロセス、以下の過程により決定いたします。まず、①愛称公募です。親しみやすく覚えやすい施設愛称を公募いたします。応募作品は、区が確認の上、公序良俗に反するもの等、候補から除外をいたします。公募対象者、区内在住・在勤・在学の方といたします。公募期間は、令和7年12月10日、明日から令和8年1月5日を予定しております。

続いて、②住民等による優秀作品の選定です。公募の終了後、令和8年1月中旬に地域でワークショップを開催し、応募作品の中から優秀作品3点を選定いたします。選定者は、谷中地

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

域在住・在勤・在学の方といたします。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。最後に、③投票による愛称の決定です。優秀作品3点を候補としまして愛称投票を実施いたします。最も投票数の多い作品・愛称に決定いたします。対象者は、区内在住・在勤・在学の方といたします。投票期間は、令和8年1月30日から2月26日を予定しております。

項番3、今後の予定でございます。繰り返しになりますが、明日より遺贈地の愛称公募を実施いたしまして、翌月、令和8年1月に遺贈地の愛称優秀作品を選定するとともに、遺贈地の愛称投票を実施したいと思います。その後、3月には遺贈地の愛称決定・公表を予定しております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 何点かお話を伺いさせてください。

今まで議会の中で審議している中では、朝倉彫塑館通りふれあい広場という言葉ではなくて、五丁目遺贈地という言葉ずっと審議てきて、私の感覚的には、突然降って湧いた名称だなというふうに思っていたところではありましたけれども、先ほど課長からの説明の中で、当初の目的である「ふれあい」という言葉を活用して仮称の名前をつけたよというのは理解を示しました。あくまでも名称でありますので、今回は愛称を、地域の人が使いやすい言葉、名称、愛称をつけてというのがメインですので、その点でお話を伺いしたいんですけども、やはり、今回遺贈者がいるわけで、その遺贈者の方が地域の触れ合いや地域の人たちがくつろげるスペースをぜひ区として造っていただきたい、なので区に遺贈しますというのがスタートだったと記憶をしているんですけども、例えば、遺贈者の意思をその場所にプレートとかで、その表示とかいうのかな、そういうので作らないのかなというのは、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長 地域整備第三課長。

○行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。遺贈者のご意思、ご好意に関して、伝えるために、施設の中には顕彰のプレートを設置する予定でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そうですよね、ぜひお願いしたいんですね。谷中の下のほうのこぎり屋根のリボン工場などは、今マンションになってしましましたけれども、地域の方が有志の人がお金集めてプレートを作って、ここにのこぎり屋根の工場があったんですよというお知らせを作っていましたりするんですね。なので、そういうので伝承という意味は大切なところだと思いますので、遺贈の方が大きく残してくれって多分言っている方ではないと思うんですけども、その遺贈の方のお気持ちをきちんと後世へつなげられるような設置をしていただきたいなというふうに思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それと、愛称公募の周知方法なんですけれども、どのように広げていくことなのか、ちょっと教えてください。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。愛称の公募につきましては、まず広報たいとう、それから地域の町会の掲示板、あと区の公式のホームページ、そういう広報ツールのほか、エックスやLINE等も活用いたします。また、区民事務所等には応募チラシを置く予定でございますし、谷中地域で項目1で申し上げた実施している継続的なワークショップ、その中でも周知をしてまいります。

また、谷中地域の多くの方にご応募いただけるように、応募チラシ、谷中小学校、上野中学校の児童生徒にも配布をしようと考えております。

なお、未成年の方には保護者の同意が応募には必要になります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。未成年は保護者の同意が必要なんだ、ああ、なるほどね。でも、広くやっていただきたいなと思うんです。やはり、こういう遺贈地って、なかなかそういう奇特な方が台東区内、多くいらっしゃるわけではないので、地域の人たちが造って、地域の人たちのための広場になるような、一つ手だけとして愛称を多くの人たちから募集する、これいいことだと思いますので、ぜひそういうふうにやってください。

例えば、その募集方法で、そういうところに配っていくというのがあったんですけども、逆に、集める手段とかいうのは、何か具体的な方法はどういうふうにするんですか。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 今回、応募しやすいこととか、いろいろな方に参加していただくことが大事かなと考えておりますし、いわゆるウェブからロゴフォームと言われるフォームを使っている応募もできまますし、あと区民事務所等に、施設に配布する応募用紙を使って、それを郵便やファクス、ないしは私どもの地域整備第三課に持参していただくなど、紙でもウェブでも投票ができるような形で、なるべく応募しやすい形ということで、複数の手段を用意させていただいております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 私、よく過去の、別の委員会とかでも選管、選挙管理委員会が持っている投票箱など使って投票したらどうなのなんていう話をさせていただくんですけども、それは投票行為ってこういう行為なんだよって覚えてもらいたいものもあるので、そういうのを活用したり、もしくは、セキュリティ上の問題があるので単純じゃないと思うんですけども、区民事務所とか学校とか、そういう公的な施設にそういう投票できるスペースをきちんと確保して、ここに投票してくださいねというのもやはり投票の裾野を広げる一つの手段なのかなとは思いますので、ぜひ、投票をしてもらう、出してもらうというのも大事なので、裾野が広がるような手段というのは、今考えられているものは何かありますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 地域整備第三課長。

○行天寿朗 地域整備第三課長 ご趣旨としては、より広く投票を参加していただきやすいような仕掛けがあるといいだろうというようなご提案だと思います。投票箱、すなわち、ただ設置することにつきましては、やはり個人情報が入ってくるものなので、ちょっと慎重に考えていきたいと思います。そこに関しては、ちょっとそのままというのは難しいかなと思っておりますが、期間中の促進はやはり図っていきたいと思います。

例えば、ちょうど投票期間中、3番目のプロセスのときですね、投票の期間中には、私ども谷中のコミュニティセンターで朝倉彫塑館通りの景観に関するイベント、オープンハウスという意見交換会を実施する予定だったりしますので、そういう我々のイベントのときとかに改めてその投票箱みたいなものを置いて、こういうのもやっているよということで呼びかけたりとか、何らかそういう期間中の促進というのはやはり考えていきたいなと思います。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ゼひ広めてください。私も知る限り、地域の方にも声かけて、こういうのがあるからゼひ応募してねと、みんなでつくるまちにしましょうよという位置づけで話しだらいいなというふうに思いますので、ゼひ、大変なことだとは思いますけれども、進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区自転車活用推進計画中間のまとめについて、交通対策課長、報告願います。

○清水良登 交通対策課長 それでは、土木担当の1、台東区自転車活用推進計画中間のまとめについて報告します。恐れ入りますが、事前資料の1をご覧ください。

初めに、項番1、策定の背景・目的です。国は、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年に自転車活用推進法を制定しました。法において、市町村は、区域の実情に応じて自転車の活用の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、本区においても計画を策定するものでございます。

次に、項番2、計画の概要です。（1）計画の位置づけは、自転車活用推進法に基づく計画として策定するとともに、自転車ネットワーク計画を包含する計画として策定します。（2）計画の対象となる自転車は、道路交通法で定める自転車が対象で、詳細は図でお示ししたとおりです。

次のページをご覧ください。（3）計画期間は、令和8年度から17年度までの10年間です。（4）中間のまとめ作成までの経緯は、令和6年度に基礎調査を実施しまして、今年度は学識経験者等との意見交換会を実施いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番3から項番6までについては、別紙でご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。計画目標として、「誰もが安全・安心で、気持ちよく自転車を利用できるまち たいとう」を掲げ、基本方針として、「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」の4つの方針を定めました。指標につきましては、自転車通行空間の整備状況、放置自転車台数、自転車事故件数、シェアサイクル利用意向などを指標とすることを検討しております。

次のページをご覧ください。主な施策についてご説明いたします。基本の施策1、自転車通行空間の整備促進をご覧ください。自転車ネットワーク計画の策定、自転車通行空間の整備などの取組を推進し、ナビマーク、ナビラインなどの設置検討を行います。

次のページをご覧ください。基本方針2の施策3、放置自転車の削減・既存自転車駐車場の利用促進をご覧ください。放置自転車撤去の強化につきましては、計画に先立ちまして、本年の10月から事業を開始しております。

次のページをご覧ください。基本方針4の施策1、シェアサイクルの普及促進をご覧ください。災害時におけるシェアサイクルの活用として、事業者との協定締結に向けて検討を進めてまいります。

8ページをご覧ください。こちらは自転車ネットワーク計画でございます。国や都の計画を勘案しまして、区内施設へのアクセス等を考慮の上、図のとおり整備路線案を作成いたしました。

なお、別紙4として、台東区自転車活用推進計画中間のまとめ（案）を添付させていただきました。概要は、ただいまご説明したとおりでございます。

2ページにお戻りください。最後に、項番7、今後の予定です。年末年始でパブリックコメントを実施し、その後、令和8年1月に開催する学識経験者等との意見交換会を経て、令和8年第1回定例会にて計画最終案の報告をさせていただき、3月に計画策定とする予定でございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○委員長　ただいまの報告についてのご質問がありましたら、どうぞ。

石原委員。

◆石原喬子 委員　幾つか確認させてください。

こちらに計画対象外の自転車ということで、特定小型原動機付自転車は法定的には自転車でないということで、含まれていないという理解はしているんですけども、実生活上で自転車を乗っていますと同じ通行空間のことが多くて、事故や混乱の防止には対策が不可欠と考えているのですが、こうした車両の安全確保とか周知についてどのように取り組んでいく予定か教えてください。

○委員長　交通対策課長。

◎清水良登　交通対策課長　ただいま委員おっしゃったとおり、こちらの計画、法定計画とい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う性質がございまして、国や都と整合を取るために、自転車の定義については限定をさせていただいているのですが、交通対策課でやっている事業、この計画だけではございませんので、ただいまおっしゃったようなことについては、警察と連携しながら啓発等は進めていきたいと考えております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ゼひ安全対策の方向性を明確に示していただきたいと思いますので、引き続き検討していただきたいと、こちら要望します。

もう一ついいですか。私自身、日常的にヘビーユーザーぐらい自転車を利用しているんですけども、地域の方からもやはり様々な意見をいただいているとして、来年4月から青切符の件もありますので、自転車の通行の可否が見えにくいとか、あと道路標示が利用者目線になっていないという課題が非常に多いかなって考えています。これから計画にもナビアプリとか入っていると思うんですけども、そちらと連携して、利用者が安全に通行できるように、分かりやすい案内整備も進めるべきと考えているんですが、いかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいまの状況につきましては、来年の4月の施行に向けて、法律の共通的なルールとかの周知とかに力を入れているところでございますが、ただいま委員おっしゃったとおり、場所ごとによって様々な補助標識ですとか、いろいろなご案内必要かと思いますので、現場の状況を都度確認させていただいて、警察と連携しながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 区では講習会も開催していただきいて、私も昨年は参加させていただいているんですが、仕事や家庭の事情などでなかなか参加も難しい方もいらっしゃると思うので、例えばオンライン講習とか、誰もが本当に自転車って身近なものだと思うので、利用しやすい形でできるように、ゼひ周知を進めていただきたいと思います。

この中で利用手続の電子化、駐輪場のを計画しているって書いてあるんですけど、こちら、例えば隅田公園の駐輪場なんて、結構もういつも100%を超えていて、なかなか利用ができないと思うので、この電子で例えば見れたとしたら、隅田公園はもういっぱいですけれど、ここは空いていますとか、何かどれぐらい待ち人数がいるのかとか、何かそういうところまでゼひ見れるようにしていただけたらなと思います。こちらは要望で、終わります。

○委員長 よろしいですか。

◆石原喬子 委員 はい。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 別紙2の7ページのところに、施策2で自転車通勤に関する情報提供新規とあるんですけども、これどういったものか教えてもらってよろしいでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎清水良登 交通対策課長 こちらは、国が電車とかの交通負担を避けるために自転車通勤を促進するという、まず計画を定めています。国等の定めによりまして、この自転車通勤制度導入の手引というのを作成しておりますので、こちらが都道府県や区市町村も通じて啓発するということを協力を求められておりますので、私どもの計画にも載せさせていただいたというところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。しっかり周知していっていただければと思います。

続きまして、本編のほうなんですけれども、本編の中の32ページ、ここにシェアサイクルの利用有無・意向というのがあります。利用したことがなく、今後利用も考えていない方が68%、シェアサイクルを利用した理由としてもいろいろあるんですけれども、なかなかそのシェアサイクル、あるということは多分みんなご存じだと思うんですよね。使い道とかいろいろ考えた上で、自転車持っているから特に必要ないのかなって方もいらっしゃると思うんですけれども、ただ、例えば自転車をシェアサイクル使う場合に、例えば、通勤で駅まで行くという形の場合、例えば、地元のここで借りて、ここで置けますよという感じの、そういうコースとか、そういう事例とか何パターンか紹介しながら、駅に行くのに自転車でも使えるんだという、例えば、買物行くのに、ここにポートがあるからここまで行けるんだという、そういうイメージというか、そういうのも少し事例として挙げて、ちょっと紹介すると、意外と区民の方も使いやすいのかなって思うので、そういうところというのは、何とか力を入れてもらうということはできるんでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいまの委員のご提案につきましては、シェアサイクルの利用を推進する上で有効かと考えます。具体にどのような形で周知するかというところがポイントかと思いますので、自転車ネットワーク、実際の路線を整備する中で、併せて考えてまいります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ゼひお願いしたいと思います。

続きまして、34ページ、ここに駐輪の特性というところで、田原町周辺の自転車置場、ここがどうしても課題になっているんですけれども、田原町に関しては、私が議員にならせていただいてから、ずっと課題として10年ぐらい、その前からだと思うんですけれども、課題となっていると思います。なかなか駐輪スペースができない。探しているとは思うんですけども、現状的にはなかなか改善しないということは、いろいろな課題が多いのかなと思います。

それにしてもすごく、もう止まっている状況。利用する人って、あそこがどうしても置いて駅に行きたいとか、そこからどこかに行きたいという気持ちもありますし、置いてある自転車を見た場合には、通行人はどうしても邪魔だなって両方の面があると思いますので、そういう意味では、何回も言っていますけれども、条例を改正しないと、あそこはいわゆる指定地域に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なっていないので、今回の放置自転車の強化に対しても、結局通報してもあそこに置いてある自転車に関しては、その何か条例に従って、すぐ撤去しないで、しばらく様子を見てやっていくよということなんで、そうすると変わらないと思うんですよね。それもありますし、つらつら言っても、状況的にはなかなか改善がしづらいのかなと思いますし、区としても駐輪スペースを、駐輪場を探している状況だと思いますし、昔から地元の議員さんとかも、いろいろ土地見ながら、いろいろ進めながら進んでいかないというところを見ると、本当に難しいのかなと思いますし、稻荷町にある、あの道路についている駐輪スペース、ああいうのも持っていてもいいのかなって意見もかなり前から出ていますけれど、実現しないということは、多分いろいろな要素があってできないのかなって気もしますし、そういうところを考えると、あそこが一番皆さんにとって使いづらいというか、問題が多いところだと思いますので、しっかり進めていってもらいたいと思うんですけども、現状はどういう感じか教えてもらってよろしいでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 今年の10月から放置自転車対策強化しておりますが、私も田原町の近辺見に行っておりますが、現状、状況は変わっていないというのは、まさにおっしゃるところかと思います。

委員のご説明にもあったとおり、指導整理区域、即日撤去ができる区域に指定するためには、おおよそ駅から半径300メートル以内に駐輪場の設置が必要という考え方で進めております。駐輪場を設置しないと、駐輪場を設置していないのにどうして強化するんだという声も非常に多くあることから、やはり駐輪場の確保というのは最優先で進めていきたいと考えております。過去にNGと言われた協議先についても、再度協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、今回の、先ほどありました自転車の撤去の強化というところで、10月から始めていきます。例えば、繁華街とかお店とかのほうにそういうご案内というか、周知している方というのは民間の方使っているのか教えてもらってよろしいでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 主には委託業者が従事に当たっております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっと話を聞いたんですけども、今まで通常に自転車で出かけて、お店に行って買物したりとか食べたりとかして、自転車乗って帰っていくという日常の生活から、その駐輪対策ということで、お店の前に自転車を置くということに対して、例えば、通行人がちょっと邪魔だったりとか、それがこれからは取り締まっていかなくてはいけないような状況になっているのかなというふうに思うんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこで、今その委託業者の方がご案内に歩いていると思うんですけども、できれば、もう少し丁寧にしていただきたいなと思います。急に言われても、なかなか対応もお互いできないし、やはり、お店の人も今までできたことが急にできなくなると、どうしてもお互い、お店の人も困ってしまうし、置く人も困ってしまうし、置く人たちは向こうに止めてくれというのは、結構向こうというところがどこなのかって分からない状況なので、その辺は丁寧に、本当に今後しっかりとやっていくためには、この最初の段階丁寧に説明していかないと、いわゆる批判というか、何だよという気持ちが起きてしまうと、いわゆるそれに対して取組がなかなかしづらくなってくると思いますので、そこはしっかりと趣旨を、委託されている方も使命感に燃えていろいろな話をしてくると思うので、使命感に燃えると、どうしても過剰な、あるいは言葉がどうしても重たくなってしまうかもしれない。受け取るほうも、分かっているんだけれど、何だい急にという、そういう気持ちが起きてきてしまうと思いますので、これはしっかりと丁寧に。本当、今後しっかりと浅草の、浅草じゃない、・・・・地域、上野・・・・もですね、そういうところがお互いに利用する方も、お店の方も行く方も気持ちよく買物とか仕事ができるような形にしていっていただきたいと思いますので、そこは丁寧にやっていっていただきたいと思います。これは要望でお願いします。以上です。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 私のほうは、自転車ネットワーク計画のちょっと内容についてお聞きします。

他区では、墨田とか新宿、葛飾、ほかのところでも、もう自転車ネットワーク計画を立てている中で、その中の他区のちょっと状況を見ますと自転車通行空間の標準的な構造の記載があるんですけども、ちょっと台東区のほうはないんですが、その経緯を教えてください。

○委員長 交通対策課長。

○清水良登 交通対策課長 構造の形態等につきましては、この中間のまとめを策定する段階で、私どもの中でも議論になったんですが、主に整備する区道ですと、整備の方式がかなり限定されるということから、ナビマーク、ナビラインが中心になってくるというところがございます。現場の実情に応じまして、10年という長い計画なので、その整備計画固定するよりは柔軟に対応したほうがよかろうということで、あえて記載をしていないというところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 了解しました。やはり台東区、とても狭い土地の中でのなかなか厳しいところがあるのかなというのを感じますので、もうそれはそういう対応でしていただいて大丈夫だと確認いたしました。

次は、中間のまとめの49ページのパーキングメーターの撤去の検討が新規で入ってきます。この内容を見ますと、でも、実際に台東区内でご商売をしている方ですとか、そういう毎日の仕事の搬入とか搬出とかでも、結構パーキングメーターというのは必要ではないかと思う

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んですね。その辺についてはどのように考えていますか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 学識経験者等との意見交換会の中でもまさに同じような意見を受けておりまして、私ども自転車の計画として、撤去を推進していくという考えはいいかもしれないけれど、やはり駐車場には駐車場の需要がありますので、そのバランスを考えて、現場の、その個々の場所に合った整備の方針を考えてほしいという意見いただいております。

必ずしも撤去を強制的に進めていくという考えはありませんので、ちょっと記載が結構強い書き方に見えるかもしれませんので、最終案では記載方法を考えてまいります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 了解しました。

では、その下の違反車両の削減に向けた周知啓発についてもお聞きします。こちらについては、その路上駐車の削減に向けての広報だということなんですけれども、実際に路上駐車をする方に向けての注意喚起というのが、果たして区のホームページとかでもいいのかというのは懸念があるんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいまの委員のご指摘につきましては、まさにそのとおりかと思っております。この取組だけでは弱いところもあるかと思いますので、例えば、その下のインフォメーション、現場での案内表示の充実とかと併せて考える等、最終案では考えてまいります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひ、その辺のところはまだ検討の余地があると思いますので、しっかりやっていただきたいです。

それと、最後に、53ページのところには交通安全教育の推進というところで施策が書いてあります。そこで、特に1番の小中学生を対象とした交通安全教室の実施とかいうのは長年やっていて、とても効果があると思っています。

それとは別に、その今の自転車、今、石原委員もおっしゃっていましたけれども、平日とか土日関係なくやはり乗るというの、未就学児もいらっしゃる保護者の方がお子さんを前かご、後ろかごに乗せて、特に走っている姿がよく見られます。そういう方たち向けのやはり啓発というのはとても必要だと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 まさにそちらも委員のおっしゃるとおりでございまして、特に、結構電動アシスト機能つきを使っていらっしゃる方も多いです、結構スピードが出るというところもございます。現時点ではやっている講習会の内容や対象なども工夫してやるかどうか、といった点については今後考えてまいります。

○委員長 望月委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆望月元美 委員 ぜひ、その辺の検討をして、やはり皆さんが言うように、しっかりと交通ルールが守れる、しっかり皆さんがそれが知っていただくことが大事なので、進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 事前資料の47ページと48ページについてなんですかけれども、自転車ネットワークのところで、ちょっとマイナーなところなんですが、この表1の図を見ますと、上野公園の一帯、不忍通りから上野駅のほうに抜けるところの道が空白地帯になってしまっているんですね、これ以前の委員会でも指摘したことがあるんですけれども、聞くところによると、東京都のほうでこの辺の自転車に関する計画というのがないらしいという話も聞いていまして、それに合わせているのかなとも思うんですが、ただ、区民としては、この辺もちろん商業圏ではありますけれども、生活圏でもありますので、自転車を通ってもいいのかな、通るのであればどこを通ったらいいのかなということがもう少し明確に分かると安全に走れると思うんですけれども、現状どのようなふうにお考えでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員のご説明にあったとおり、今回法定計画という性質上、国や都の計画と整合を取らなければいけないということがありまして、都道につきましては、おっしゃった路線が都の計画に入っていないというところから区の計画にも入れていないという状況でございますが、自転車ネットワークとして途切れているということは我々も課題として考えていますので、個別に協議をしたいと、そのように考えております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ぜひ、その点は区も認識していただいているということで、安心いたしました。都とも連携して、この辺、今、道路の拡張工事もやっているようで、何かきれいになつたなというふうに認識もしているんですけども、そういう計画、失礼しました、そういった工事の機会を捉えて整備してもらえないかなといつも思っているので、今後も検討していくいただきたいと思います。以上です。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ちょっとそもそも論みたいなところを確認したいんですけど、先ほどもお話をありました、来年の4月から自転車に対する罰則規定が始まります。実際に切符を切られるというような。自転車を取り巻く環境がちょっとかなり変わってきます。

そういう意味において、この今回の推進計画なんですが、その辺のところを見込んで今回いわゆる計画を策定されようと考えたのか、まず、その辺のところを確認したいと思います。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 まさに委員おっしゃるとおりでございまして、来年の4月から青切符制度が導入されまして、主なところで、やはり自転車が車道の左側を走るというところが強化されていきますので、我々としましても、この計画を立てて、自転車ネットワークですね、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実際には自転車通行空間を10年をかけて整備していくということは非常に重要だと考えております。法の施行に間に合うように計画を立てているという、そういった状況でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ある意味、ある意味ね、今の答弁を聞くと、本当に先駆けの計画というふうには聞こえるんだけど、ただ、国はもう来年度第3次計画を策定します。そもそもこの平成28年に国は活用推進法を策定、制定して、区市町村がいわゆる計画を定めるよう努めなければならないという中で、本区ははっきり言えば、かなり遅れたというふうに私は認識しておりますが、その辺はいかがですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 おっしゃるとおりでございまして、23区中で20番目の策定となります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 それはともかくね、基本的に来年度のそういう、一応その自転車を取り巻く環境が変わるということを踏まえた上で今回策定されたということはよく理解いたしました。

先ほども自転車ネットワーク計画のちょっとお話があったんですが、この計画が非常に重要なというね、先ほども答弁あったんです。もっと具体的に、この自転車ネットワーク計画って、やはり大切な計画だというふうに思うんですが、ちょっとその辺のところをもっと具体的に説明してもらえますか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 特に歩道が整備されている道路では、自転車は歩道を通行してしまうことが現状多いかと思います。来年の4月から、やはり車道通行が原則となる中で、現場に行きまして、ここが自転車が通るところだよとはっきり分かるようにラインを引いていくということは重要な要素だと思います。

また、そのラインを引くことが車の運転手のほうからも見えますので、そこを避けて通行していただきますとか、駐停車が避けていただけるという効果もあるかと思いますので、この計画を、自転車ネットワーク計画は重要な要素だと考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 それで、先ほど望月委員からも、いわゆるこの基本方針でいうと3の「まるもる」に当てはまるのかな、交通安全教育の推進ということで、保護者の件ございました。私は、なるべく来年4月からという、その自転車取り巻く環境が結構変わるというんで、なるべく今、歩いているんですよ。別に自慢することでも何でもないんだけど、自転車ちょっとなるべくよそうかなというふうに、今、活用じゃないよね、それは。なるべく今、そういう形で歩いているなんだけれども、結構歩いていると分かるんだよね、割とね、もうまだまだ信号無視しているし、一時停止ね、特に先ほど望月委員が言った保護者の方が多い。

だから、いろいろな意味でこういう安全教育の推進とかってね、確かになかなか実施するの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は難しいと思うんだけれども、やはり、そういうところをしっかりと周知することが区民を守ることにつながるから、やはりそこは前向きに検討してくださいよ、実施する方向で、これ要望してきます。以上です。

○委員長 ほかには。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 中間のまとめの3ページなんだけれどね、自転車事故件数326件というのは、1年間のですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 はい、1年間の件数でございます。

◆石塚猛 委員 そこでね、これ重大事故ってありませんでしたかね、重大事故。死亡事故につながる事故。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 すみません、後ほどご答弁させていただきます。

◆石塚猛 委員 はい。あつたと思うんだよね、私の記憶では。バスと子供の事故。

それから、なぜそれを前もって聞いたかといいますと、自転車保険加入率が51%、これ大体新規に買う場合はね、強制じゃなくてもほとんど保険入ると思うんだけれども、切れた場合、更新するときに更新しないのが多いんだと思うんだけれどもね。今、自転車事故で死亡事故発生すると、損害賠償、億に近いんだよね。もう個人資産じゃどうにもなんないということで、やはり被害者のこと考えると、保険を徹底するというのも一つの大きな防犯につながるんではないかなと思っているんですが。

これ課長ね、51%が少ないんだとか多いとかって私が判断するわけにいかないんだけれども、交通事故をなくす意味で、保険加入促進というのは義務化、あるいは強制的という話は無理かな。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 今回の計画の指標の中で自転車保険加入率というところの向上というのを入れていきたいと、そのように考えております。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 無理なこと聞いて、無理な答えは求めないんだけれども、やはり保険制度を利用しないと被害者の救済というのはちょっと難しくなってくる。というのは、自転車だけじゃなくなってきて、今度、車道を自転車走るというんだが、死亡事故につながるコツリが瞬時に起きるような気がするんだ。

最近年取ったもんだからタクシーに乗る機会多いんですけどね、見えていても信号無視、あるいは夜の薄暮、夕方のときの黒い服など、プロ中のプロの運転手でもはつと思うときがある。これらの事故というのは、100%防げるということはないと思うんだね。そういう意味で被害者救済を考えると、この保険普及率というのを気にしていくべきじゃないかなというのを強く

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思うんですよね。

私が事故を起こしたわけではないんですが、これは事故が重大事故につながっていくというのは、もう火を見るより明らかだと思う。それは、自転車を運転する者がほとんど暴走とかそういうんじゃないんですけども、私もよっちょり乗っていますけれども、ヘルメットめったにかぶらないもんね、これ絶対よくないと思うんですけども、子供などは大体ヘルメットをかぶっていますけれども、自転車乗っていて、重大事故につながらないという保証は何もない。そのぐらいに自転車というのは運動能力、あるいは運動神経、あるいは自転車乗って、向いているか向いていないか、あるいは、あまり言いたくないけれども、年配者。非常に自己顕示欲の強い人というのは、自分が正しいと思い込んでいますからね、これ注意したって直りませんよ、絶対に、ある程度の年齢いってしまうと、下手に注意したら大変なことになる。

そうはいったって、事故防止につなげるような努力というのは、所管からすれば、あるいは我々としても努力目標にすべきではないかと思う。いかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員おっしゃったとおり、様々なケースを想定した啓発というのは非常に重要なと思います。本当に重大事故につながらないようにやっていくこと重要なと思いますので、様々な方法で進めてまいりたいと思います。

あともう1点、先ほど保留させていただきました重大事故、死亡事故の件数なんですが、手元の資料にすみません、2か年のデータしかないんですけども、令和5年が死者がゼロ人、令和4年が死者1名、以上でございます。

◆石塚猛 委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほか。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 いいですか。

○委員長 はい。

◆鈴木昇 委員 今、石塚委員がお話しされていた保険加入率のこと、本当にこれ向上させていただきたいなと思うんです。

今、区はTSマーク、青と赤とありますけれども、TSマークの保険料をキャッシュバックというのかな、何か割戻しをしてくれていることやっているんですけども、私も活用させていただいているが、1年たって忘れてしまうんですね、自転車整備に出すタイミングで。私は、例えば、この保険の加入率を上げていくというので、どのぐらいがTSでどのぐらいがその他の割合なのかって、多分調べていけば出てくると思うんですけども、私も自転車にTSマークつけながら、かつ台東区の区民自転車保険に入り、よくよく調べてみると、火災保険も自転車での事故の保険も入っていたというのが分かって、ああ、三重に入っていたけれど、事故を起こしても一定金額しかもらえないというのが実は分かったんですね。

そのときにどれかを外していくかつったらば、TSマーク 자체は、やはり自転車を整備す

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ることが快適に自転車に乗れるということなので、TSマークを今、軸に置いてはいるんですけども、でも、私もこの書類見てこの委員会に臨むに当たって、自分の自転車を見たら、2週間前にちょうど切れていた自転車があって、これは次の休みのとき自転車屋さん頼みに行かなければなと思ったりしたんですけども。

例えば、TSマークを台東区に補助金申請をした人たちには、その次の更新がいつぐらい、次の保険が切れるのがいつぐらいになりますよみたいなお知らせというのは、今はないですね。これからやろうと思えばできると思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 区からは行っていないですが、もしかすると保険会社のほうから通知を送っている可能性もありますので、その点は確認をして、漏れのないように考えてまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ゼひ、いい方法を継続的にやっていただく。自転車整備をすることは自転車快適に乗れることになるので、もちろん保険料だけで済むと思って行ったら、あそこことこことって直して、1万円を超えてというときもなくはないので、ええっと思おうこともなくはないんですけど、安全のためにと、痛い出費だなと思っているところなんで、ゼひそういうところも保険会社さんだけではなくて、いろいろな手段を取っていただきたいな、保険の向上というのはいただきたいなと思います。本当に先ほどの石塚委員の言うとおりだと思います。

あと何点かお伺いをしますけれども、放置自転車対策の看板が駅前とか立て看板があったりするんですけども、そこにしか範囲が書いていない、もしくはホームページを見なければ、どこまでがその放置自転車区域なのかがよく分からないという相談を受けたんですね。実際には、そこは地域は対象地域ではないと思って自転車を置いといたら撤去されちゃったと。それも札をつけられて1時間後ぐらいに撤去されちゃって、ええっと思ったら自転車ない。幾日かたつたら放置自転車ではがきが来たって。ええっ、何で、たった1時間だったのにというふうにあったりするんですけども。

例えば、その区域の中で、禁止区域というところで、立て看板の数とかいうのは、増やしたり、もしくは減らしたりというのは過去されたりはしているんですか、ここ何年かでもいいんですけれど。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 おっしゃるとおり、今回の放置自転車の対策の強化に向けて、看板を増強したということはございませんので、おっしゃるとおり、お問合せの多い場所については、看板の設置、検討する必要があるかと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 立て看板自体はね、やはり風が来て倒れちゃっているとか、立て看板自体での事故というのは、ちょっとそこは危惧するところなので、電柱巻きの看板であったり、もし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

くは道路にペイントする標示であったりというので、工夫してぜひやっていただきたいなとうふうに思います。

それで、もう一つがレンタサイクルのことなんですけれども、あっ、シェアサイクルですね、ページでいうと60ページにシェアサイクル関係が書いてあって、私、過去の委員会の中でも発言はしているんですけども、シェアサイクル大分増えて、今この資料の中から見ると3社さんが使っている、区内に置いてあるようですけれども、区の公有地での実証実験だから、当面の間は費用、その場所代は頂かないんですというのは過去答弁の中でもありましたけれども、この実証実験自体は、お尻はいつまでやるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 今回の計画策定に伴いまして、シェアサイクルの実証実験期間は終了しまして、計画策定と同時に本格実施に移行するということを現状考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 本格実施ということは、この来年の4月以降には費用徴収をしますよということになるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 現時点の考えとしては、同じように無償で提供することを考えております。理由につきましては、現状、シェアサイクル事業者3社さんの決算の状況がなかなか厳しい中で、区がそこを徴収してしまうと、そのまま利用者の価格に反映される可能性が高いという点が1点。もう1点が、やはり、今回シェアサイクルの協定の中では、ほぼ運営に関する負担、金銭的な負担、費用負担とか、全て事業者の負担となっている中で、区からある程度の拠出がないと、区としても交渉力や発言力が、やはりなかなか維持していくことが難しいものと、そのように考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今の段階では、区としては、その場所代は徴収をしないというのは、一定理解はします。ただ、公有地であるものを、今3社でありますけれども、3社に、例えば、台数が全く均等であるというのであれば、じゃあ、当面収益が横ばいになるぐらいまではって見込むんだというのはいいんですけど、やはり公有地の在り方というのは常に考え続けなければいけないことだと思いますので、今の答弁の中では、当面というのは理解はしますので、次の別の委員会でも議論していきたいなというふうに思います。

やはり公有地の使い方って、じゃあ1企業、一部分の企業体にならば無償貸与しますよ、ただ、公共性があるかどうかが判断の一つになりますよとかいう理屈づけはあるんですけど、だったらば自動販売機だって場所代取らなくたっていいじゃないか、それだって、じゃあ使う人の添加と/orのあれば、自販機のお金に戻ってくるものになるんじゃないかという議論だってあり得ると思うので、ぜひそういう視点も含めて議論していただきたいな、区としての考え方をまとめていただきたいなというふうに思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それと、50ページの附置義務の促進なんですけれども、この表の中には百貨店、スーパー、大規模店舗または飲食店、かなり相当数の大きなところですね、あと銀行、その他の金融機関、あと遊戯場というふうに3つしか書いていないんですけれども、この自転車置場の附置義務があるというものは、この3つ以外にはないんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいまご指摘をいただいたとおりで、例えばですと、マンションの駐車場の附置義務の観点とかが幾つか抜けているところがあるかと思いますので、ここ表示につきましては、誤解のないように掲載をしていきたいと、最終案で修正していきたいと、そのように考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはりそういうのって大事だと思うんですよね。今のこの1冊を作るのに、幾つもの課をまたいで、かつ階もまたいで、今の台東区の自転車のルールってこういうルールですよ、だからこういう計画を立てるんですよ。1つの項目については、今回事例として出したのは3つだったけれども、実は今、質疑するように、別のところもあった、マンションがあるとか。会社ビルなどは1個の附置義務に当たらないとかいうのが多分あると思うんですよ。ただ、全体的に台東区の道路事情から考えたらば、これから建築をする建物、ビル、中高層建物などには、建物内に駐輪スペースを一定数つくってもらわないと、道路に出てしまうことで歩く人たちが不便を感じるとかね、そういうのが幾つか出てくるはずなので、そこはぜひ整理して、課題は何なのかというのをきちんとどこかのところにまとめて記す、このことが大事なのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それと、57ページの安全利用の促進の中の交通安全ベストの配付のことでお伺いをしますすけれども、継続で小学校1年生配っているというのは知っていますが、着ているのをあまり見ないんですね。私もうちの子供たちとか点在している知り合いの中で、見るという話をここ何日間で聞くと、学童に行くときの時間帯、夕方の時間帯などは着ている子供がちらほら見るなど。でも、学校によっては全く見ないとか、逆に1年生の黄色いランドセルカバーをもっといいのをくれたほうがいいのにというかね、いうのがあるんですけど、この交通安全ベストについては、これはこれで視認性がいいので、きらきら反射板も入っていて、イエローでとてもいいんですけど、やはり来ている子供たちがまだまだ少ないなというのがすごく印象としてあるんですけども、配付の方法とどのような推進の方法をやっているか教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 交通安全ベストは、新規で配付を開始したものでございまして、4月入学のタイミングで新1年生に配付をさせていただいたところですが、いろいろちょっと話を伺ってみたところ、今年は5月から結構暑かったというところがあり、どうやら定着しづらかったものと考えております。

所管としましては、そういう経験も踏まえつつ、効果的な配付ができるよう考えてまいり

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいと思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 確かにね、1枚、半袖のポロシャツやワイシャツの上に、網だとしても1枚はおるというのは、結構実は私自身も抵抗はあって、ポケットがないからポケットのつくものと思ってベストを買うんですけど、あれたった1枚だけでも暑いんですね。素材的にナイロンですので暑いなというのがこのベストの印象でもあるので、私などは、本当に子供のランドセルカバー、今、1年生はあの黄色配っているんですけども、交通保険つきのやつね。今、子供たちのランドセルもすごく鮮やかなカラーで、いろいろ模様があったりして、6年生まで実はカバーを使っているという子供もいたりするんですね。

なので、需要と供給のバランスとか、本来あっても欲しい目的とかね、なかなかいいところを見つけるのってすごく難しいなと思ってはいるんですけども、ぜひ上手に進めていただいて、先ほど夜の視認性の問題ありましたけれども、夕方、今の時期など本当に夕方早い時間から暗くなるので、学童とか児童館帰りとか、そういうときには必ずこういうのを着てねというのが学校経由で声をかけられるとか、あとはイベントごとにPRができるとか、そういうのがし続けられるとまたいいのかなというふうに思いますので、ぜひ、いい形をもってやっていただきたいなと思います。より活用できたらいいことだと、いい事業だと思います。お金はかかっているのは分かりますけれども、いいことだと思いますので、ぜひ上手に活用していただきたい、進めていただきたいなと思います。以上です。

○委員長 ほかには。

石原委員。

◆石原喬子 委員 先ほど石塚委員が質問した、この事故件数のところなんですかね、こちらって令和6年の件数とかなんですかね。というのは、実は、令和6年に私の家の近所で自転車の事故で高齢者の方が1名亡くなっているので、そちらがもし、何年の情報なのかな。

○清水良登 交通対策課長 すみません、令和6年度の台東区の交通安全の資料が、ただいま作成中でございまして。すみません、まだ集計……

◆石原喬子 委員 そうなんですね。じゃあ、その前ということですね。

○清水良登 交通対策課長 はい、させていただいております。

◆石原喬子 委員 それだったら大丈夫です。以上です、すみません。

○委員長 すみません、ちょっと、委員長なんですかね、ごめんなさい。

先ほどT Sマーク促進という話があって、これ多分、整備した上でT Sマークということなんですかね、これ地域的にいうと、実は浅草って、もう自転車整備するところがないんですね。

○清水良登 交通対策課長 はい。

○委員長 エリア的な問題。もう今、パンク修理とかなくて、実際パンク修理してくれるのが、ペットフード屋さんのお兄ちゃんが昔の技術をもってやってくれているという、知っている人

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しかしていないんで、本当に困っているんですよね。だから、例えば促進のために、どこか、例えば公園とかで、何か出張で整備する日みたいので周知していただいて、そういうところに集めて整備しながら促進していくって方法とかは取れないのかなと思うんで、それは要望しておきます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、案件表にはございませんが、交通対策課から報告がありますので、ご聴取願います。

交通対策課長。

○清水良登 交通対策課長 それでは、本年11月26日に発生した雷門地下駐車場の車両火災についてご報告いたします。

まず、火災の状況です。発生日時は11月26日の午後1時頃で、午後3時頃に鎮火しました。発生箇所は地下1階、出庫口スロープの精算機手前で、施設の利用者が自ら所有する車を運転し、精算機に向かう途中でエンジン部から出火したものでございます。出火原因につきましては、今後、自動車メーカー等で調査が行われると聞いております。

利用者及び利用者の車両への被害状況につきましては、出火した車両のエンジン部ボンネット部は焼損しましたが、迅速な初期消火、避難誘導が行われたこともありまして、人的被害と他の利用者への車両の被害はございませんでした。

次に、現時点で判明している施設の被害状況です。消防設備が稼働した結果、地下1階から地下3階にかけて、泡消火剤が広く散乱している状況です。こちらは直接下水道に排水することができませんので、ただいま回収作業を行っているところでございます。また、消防活動に伴う放水によりまして、地下3階のエレベーターピット内に水が浸入しているため、ただいまこちらも排水処理を進めているところでございます。現時点では、泡消火剤と浸水の除去を最優先としておりまして、今後、順次設備点検を進めていきますが、出火地点上部の配線や配管に熱による損傷が生じている可能性がございます。

次に、雷門地下駐車場の営業についてでございます。現在は営業休止しておりますが、既に入庫している車両につきましては、出庫可能としております。定期利用者の約60名につきましては、区から状況説明をさせていただき、現時点で数台を除き出庫済みでございます。

最後に、再開の見込みにつきましては、消火設備や防火シャッターなど安全設備の補修が完了し、安全確認が終了してからとなりますので、恐縮ですが、現時点では未定となっております。早期の再開に向けて、今後尽力してまいります。

ご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 泡消火器が使われてということなんですかけれども、少し古い泡消火器だとフ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ツ素化合物が入っていたりというのがあって、P F A Sの問題、委員会でも指摘していましたけれども、その辺は、今回使われている消火剤は入っているんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 委員のご指摘どおり入っておりまして、こちらについては、もう消防から直接下水道に排水することは不可と言われておりますので、専門の回収業者を手配して、ただいま回収作業を行っているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 とはいいうものの、一定のね、ほんの微量かもしれないけれども、その下水とかに混じったり雨水に混じったりするんだと思うので、どういう検査体制が今取れるのかって、私、提案はできないですけれども、そういう視点も含めて研究して対応していただきたいなど思います。以上です。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。先ほどその60個が被害というか定期利用で出庫済みというふうに伺ったんですけれども、その人たちが今どうしているのかなというところで、それで、補償するのかしないのかとか、一応検討の俎上には上がると思うんですけれども、現状のその駐車場の約款というか、そといった不慮の事故みたいなことが起こった場合に、区の責任がどうなるのかとか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 委員おっしゃるとおり、駐車場の条例の施行規則の中にやはり免責事項がございまして、約款にも同じように記載がございます。とは申しましても、なかなか不利益が多いかと思っていますので、現状、1月以降の入金は止めてくださいという話をしておりまして、既に12月分頂いていますので、こちらの取扱いについては、利用されている方の不利益がないように対応検討中でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 想定外のその出費とならないように、そといった免責事項は一定の効果があるということで、そこは安心をしました。

ただ、課長がおっしゃるように、結構被害も甚大ですし、今後の影響も未知数だと思いますので、そこは丁寧にご対応いただければと思います。以上です。

○委員長 ほかには。

(「ちょっと関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 駐車場内の火災というのは、今回課長から報告を聞きましたけれども、一步間違えれば死亡につながりますよ、密閉部分ですから。だから、やはりその後のね、何だ、損害賠償とかいろいろな話というのは後の問題であって、事故というのは未然に、あるいは、そのときに最小限に防ぐのが我々の義務だと思うんでね、私は、何とかやつたら散水したとか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いうのはもうやむを得ない状況なんで、それはもうどんなことがあったって最小に抑えるという、事故を抑えるという考え方であれば、やむを得ないのではないかというのを強く思うね。一步間違えれば死亡事故ですよ。死亡事故になつたら、今度は区長まで行きますからね、責任は。だから、それは大変なことになるから、最小に、未然に防いだということは、私は了だと思っていますね。以上です。

○委員長 ほかには大丈夫ですか。

ちょっと、すみません。地元なんですみません。

これ、今はしばらく使えないのはいいんですけど、やはりこれからお正月を迎えて、浅草的には。年に1回そのときに来て、あそこに止めている方というのは多分いらっしゃって、なかなかそこには周知。今、多分普通に封鎖しているだけなんで、いつまで使えないのかは、先ほど言ったとおり、ちょっとはっきり期間が見えないのは分かっていて、多分、私は当然お正月も使えないだろうなとは思っているんですね。

だから、どこかこの辺、ある程度でも何か知らせる方法はないのかなと、やはり本当にちょっとあの時期、大変並んでいて、あのお正月期間、あそこ駐車するのにという光景をずっと見ていて、本当に年に1回という方もいらっしゃると思うんで、やはりこの辺は、いつまでって出せないけれども、もうお正月まで使えないなら、そこはそこでどこかちょっと表記をしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第1、交通対策及び地区整備について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第1、交通対策及び地区整備については、重要な案件でありますので、引き続き調査することに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(櫻井 s 議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして交通対策・地区整備特別委員会を閉会いたします。

午前11時05分閉会